

病理組織検査

■実施項目一覧表

項目コード	検査項目	提出材料	検体量	保存 (安定性)	所要 日数	実施料(点)	判断料(点)	提出条件 ・備考
0851 0852 0854	病理組織標本作製 (一般病理)	ホルマリン固定組織		室温	4~6	1臓器につき 860 (3臓器を限度)	150 ^① 病理判断料	
0853	標本判定	染色済標本	染色済標本2枚					
0879	ブロック作製	ホルマリン固定組織	1×1×1mm以上 10×10×5mm以下					
0881	未染標本作製	パラフィンブロック (ホルマリン固定組織)						
0880	HE染色標本作製	未染標本スライド (ホルマリン固定組織)	未染標本スライド 2枚					
0877	組織特殊染色							
0876	免疫染色 (免疫抗体法)	ホルマリン固定組織 (パラフィンブロック) (未染標本スライド) も可		6~8	1臓器につき 400 ^{②③} (3臓器を限度)	150 ^① 病理判断料	※29	

- ①行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。病理診断料を算定した場合には、算定しない。
 ②免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。
 ③確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。
 「確定診断の為に4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者」とは、悪性リンパ腫、悪性中皮腫、肺悪性腫瘍(腺癌、扁平上皮癌)、消化管間質腫瘍(GIST)、慢性腎炎、内分泌腫瘍、軟部腫瘍、皮膚の血管炎、水疱症(天疱瘡、類天疱瘡等)、悪性黒色腫、筋ジストロフィー又は筋炎が疑われる患者を指す。これらの疾患が疑われる患者であっても3種類以下の抗体で免疫染色を行った場合は、当該加算は算定できない。
- 採取容器につきましては当所にて専用容器を準備しています。
 - 判定を実施する上でHE染色以外に各種染色が必要となった場合は、追加オーダーさせて頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。
 - ブロック作製をご依頼される際、摘出臓器のままご提出される場合は、その切出し図と包埋の方向について専用依頼書に必ず記載下さい。
 - 未染標本スライドで染色標本作製をご依頼される場合は、1染色2枚をご提出下さい。
 - 免疫抗体法の染色結果につきましてはその鑑別判定を必要とされる場合は、病理組織検査(項目コード0851)を同時にご依頼下さい。

項目コード	検査項目	提出材料	採取容器	保存 (安定性)	所要日数	実施料(点)	検査方法	提出条件・備考
1227	エストロゲンレセプター 7B020-7725-070-666	パラフィンブロック 未染色標本	41	室温	9~11	720 ^④	免疫抗体法	
1226	プロゲステロンレセプター 7B020-7726-070-666					690 ^④		
5976	HER-2タンパク 7B020-8757-070-666					690		
4873	EGFRタンパク 7B020-8756-070-666				690			
					11~14			※29

■各種染色一覧

染色法	目的
ヘマトキシリン・エオジン(HE)染色	一般染色
エラスチカ・ワンギーソン染色	弾性線維
アザン染色	膠原線維・筋線維
マッソン・トリクローム染色	膠原線維・筋線維
過ヨウ素酸メセナミン(PAM)染色	腎糸球体
銀染色(鑲銀法)	細網線維
PAS染色	多糖類・上皮性粘液
アルシアン青染色	酸性粘液多糖類

染色法	目的
ベルリン青染色	鉄染色
コンゴ赤染色	アミロイド
グロコット染色	真菌
チール・ネルゼンの抗酸菌染色	抗酸菌染色
グリメリウス法(好銀性染色)	岸下氏島A細胞・内分泌組織
フォンタナ・マッソン染色	メラニン
ギムザ染色	ヘリコバクターピロリ菌

41 病理組織容器



④エストロゲンレセプター及びプロゲステロンレセプターの病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、180点を主たる病理組織標本作製の所定点数に加算する。

(注)病理組織標本作製において、次に掲げるものは、各区分ごとに1臓器として算定する。

ア 気管支及び肺臓 イ 食道 ウ 胃及び十二指腸 エ 小腸 オ 盲腸
カ 上行結腸、横行結腸及び下行結腸 キ S状結腸 ク 直腸 ケ 子宮体部及び子宮頸部

免疫染色検査

*抗体の入手が不可の場合もありますので、ご依頼の際はあらかじめご連絡下さい。

1 免疫染色

TM関連	CEA, AFP, CA19-9, CA125, NSE, HMB45など
組織マーカー	上皮細胞膜抗原、ケラチン、ビメンチン、ミオグロビン、デスミン、S100蛋白、第Ⅷ因子関連抗原、リゾチーム、 α 1アンチキモトリプシン、SMA
免疫グロブリン及び補体	IgG, IgA, IgM, K鎖, λ 鎖, C1q, C3, C4, フィブリノーゲン
リンパ球関連	白血球共通抗原、Tリンパ球、Bリンパ球、UCHL1, MT1, L26, MB-1
ホルモン	インスリン、グルカゴン、ソマトスタチン、膵特異ポリペプチド、血管作用性腸管ポリペプチド (VIP)、セロトニン、内分泌顆粒成分 (EGC)、ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL)、カルシトニン、PTH、TSH、成長ホルモン、黄体形成ホルモン、卵胞刺激ホルモン、ACTH、プロラクチン、抗利尿ホルモン
病原体	パピローマウィルス、HBs抗原、HBc抗原

2 依頼上の留意事項

(1) 検査材料の提出法

病理組織検査のご提出の際にはホルマリン固定組織、パラフィンブロックまたは未染標本スライドをお願いします。

■10%ホルマリン固定組織

- 1) 摘出した組織から必要な部分を切り出し、自家融解、乾燥を防ぐため、直ちに10%ホルマリン入り容器に入れて固定して下さい。(10%ホルマリン入り容器は当所にて準備してございます。)
- 2) 固定液は、10%ホルマリン液を使用し、組織の10倍を目安とし十分量を使用して下さい。
- 3) 胃生検等の微小組織片をご提出の場合はろ紙等に貼り付け10%ホルマリン液に入れて下さい。
なお、複数個ご提出の際にはろ紙にナンバー等を鉛筆で記入するか、または採取部位(各ナンバー)ごとに10%ホルマリンの入った容器に入れて下さい。
- 4) 一容器に一臓器(一種類の臓器)を入れて提出して下さい。
注1) 組織を10%ホルマリン液に入れた日時を必ず依頼伝票(「採取月日」欄)に記入して下さい。
注2) 次の組織を提出される際には、下記の点に注意して下さい。

組 織	注 意 点
消化管・胆嚢	薄い板に粘膜面を上にして、虫ピンでとめ、10%ホルマリン液に入れます。充分固定が行われたのち(約1日)上記方法にて提出して下さい。
肺	切り出した面の気管支断端から10%ホルマリン液を注入し、できるだけ肺胞をふくらませ空気を追い出したのちに組織を10%ホルマリン液に浸して下さい。充分固定が行われたのち(約1日)上記方法にて提出して下さい。
子宮・乳房・腎	子宮や大きい臓器などでは、固定が不十分となることが多いので、あらかじめ割面を入れてから固定して下さい。
胃・腸などの パンチバイオプシー (ろ紙につける場合)	生検材料の水分をよく取り除き、ろ紙の上に10秒程度乗せたのちに、そのまま10%ホルマリン液に浸けて下さい。(組織を乾燥させないように充分注意して下さい。)

■パラフィンブロック

既に作製済みのパラフィンブロックが破損しないようガーゼなどで包みビニール袋等に入れて提出して下さい。

■未染標本スライド

未染標本スライドにより各種染色をご依頼される場合は、スライドガラスにナンバー等をご記入の上、切片が傷つかない様にして提出して下さい。

(2) 依頼書及び容器ラベルの記入方法

病理組織検査のご提出の際は専用の「病理組織検査依頼書」及び容器を使用して下さい。

なお、依頼書及び容器ラベルには下記事項を必ず記入して下さい。

■依頼書

- 1) 患者名、性別、年齢、生年月日
- 2) 切除(採取)日、切除臓器名、切除数
- 3) 臨床診断名、臨床経過、治療、臨床検査諸事項
- 4) 前回実施の登録標本No.、残余材料とブロック、スライドの返却有無、至急報告の要・不要
- 5) 婦人科疾患(膣スメア、女性乳腺疾患など)の場合は月経、妊娠の状態等を記入して下さい。
- 6) 肺などの大きな組織を提出される場合は切り出し部位の指示をお願いします。

■容器ラベル

- 1) 病院名、患者名、性別、年齢



3 検査結果の報告

(1) 病理組織検査報告

「病理組織検査報告書」にて報告致します。なお、判定に用いたH E染色標本も同封致します。
また、判定を実施する上で、H E染色以外に特殊染色が必要となった場合には、追加依頼させて頂くことがありますので、ご了承下さい。

(2) 免疫染色検査および各種染色検査報告

検査結果は、ご依頼の染色済標本の返送をもって行います。
同時に陽性コントロール標本等をご希望の場合は、お問い合わせ下さい。

細胞診検査

実施項目一覧

項目コード	検査項目	提出材料	検体量	保存(安定性)	所要日数	染色法	実施料(点)	判断料(点)
0883	一般細胞診 7A010-0000-099-433	喀痰	塗抹標本(湿固定)2枚	室温	※3~5	パパニコロウ	1部位につき190	150 ^① (病理判断料)
		擦過物 洗浄液 針穿刺吸引 液状検体(胸水、腹水、尿、髄液、胆汁等) 捺印標本(リンパ節等) 圧挫標本 その他	塗抹標本3枚(湿固定2枚、乾燥固定1枚)			パパニコロウとPASまたはギムザ		
0882	細胞診(婦人科) 7A020-0000-094-433	腔内容 子宮腔部 子宮頸部 子宮内膜	塗抹標本(湿固定)1枚 70 液状容器			パパニコロウ	1部位につき150	150 ^① (病理判断料)
0893	細胞診(肺癌集細胞法) 7A030-8920-061-433	喀痰(3日蓄痰)	容器ごと提出 32 サコマ/液入り貯蔵容器			パパニコロウ	190	150 ^① (病理判断料)
0894	細胞診(肺癌3日連続法) 7A010-1303-061-433	喀痰(3日連続)	3容器提出 39 肺癌3日連続	パパニコロウ	190×3	150 ^① (病理判断料)		

①行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。病理判断料を算定した場合には、算定しない。

※指導医の判定が必要な場合(原則的にclassⅢa以上)は通常所要日数より遅れることがあります。

- 注1 婦人科材料等によるものについて、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、36点を所定点数に加算する。
- 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものについて、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。

検査結果(クラス判定及びABC判定)

クラス判定

5段階分類	3段階分類	判定内容
クラスI	陰性	正常
クラスII		良性異型
クラスIIR	疑陽性	良性異型であるが再検を希望
クラスⅢa		境界病変
クラスⅢ		
クラスⅢb	陽性	悪性を強く疑う
クラスIV		悪性
クラスV		

ABC判定

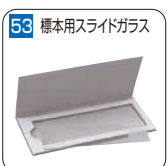
判定	細胞所見	指導区分
A	喀痰中に組織球を認めない	材料不適、再検希望
B	正常上皮細胞のみ 基底細胞増生 異型軽度扁平上皮細胞 絨毛円柱上皮増生	現在異常を認めない 次回定期検査
C	異型中度扁平上皮、又は核の増大や濃染を伴う円柱上皮	程度に応じて6ヵ月以内の再検査と追跡
D	異型高度扁平上皮、又は悪性腫瘍の疑いあり	ただちに精密検査
E	悪性腫瘍細胞を認める	

子宮頸部細胞診結果 その1:扁平上皮系

結果	略語	推定される病理診断	従来のクラス分類	英語表記	運用
1) 陰性	NILM	非腫瘍性所見、炎症	I, II	Negative for intraepithelial lesion or malignancy	異常なし:定期検査
2) 意義不明な異型扁平上皮細胞	ASC-US	軽度扁平上皮内病変疑い	II-Ⅲa	Atypical squamous cells of undetermined significance (ASC-US)	要精密検査: ①HPV検査による判定が望ましい 陰性:1年後に細胞診 HPV併用検査 陽性:コルポ、生検 ②HPV検査非施行 6ヵ月以内細胞診検査
3) HSILを除外できない異型扁平上皮細胞	ASC-H	高度扁平上皮内病変疑い	Ⅲa-b	Atypical squamous cells cannot exclude HSIL (ASC-H)	要精密検査: コルポ、生検
4) 軽度扁平上皮内病変	LSIL	HPV感染 軽度異形成	Ⅲa	Low grade squamous intraepithelial lesion	
5) 高度扁平上皮内病変	HSIL	中等度異形成 高度異形成 上皮内癌	Ⅲa Ⅲb IV	High grade squamous intraepithelial lesion	
6) 扁平上皮癌	SCC	扁平上皮癌	V	squamous cell carcinoma	

子宮頸部細胞診結果 その2:腺細胞系

結果	略語	推定される病理診断	従来のクラス分類	英語表記	取扱い
7) 異型腺細胞	AGC	腺異型または腺癌疑い	Ⅲ	Atypical glandular cells	要精密検査: コルポ、生検 頸管および 内膜細胞診 または組織診
8) 上皮内腺癌	AIS	上皮内腺癌	IV	Adenocarcinoma in situ	
9) 腺癌	Adenocarcinoma	腺癌	V	Adenocarcinoma	
10) その他の悪性腫瘍	other malign	その他の悪性腫瘍	V	Other malignant neoplasms	要精密検査: 病変検索



細胞診標本作製法

細胞診を行う上で最も大切なことは、良好な標本作製です。そのためには、新鮮な材料をできるだけ早く塗抹・固定しなければなりません。もし材料が長時間放置されたり、目的に合った塗抹・固定が素早く行われなければ、細胞は変性・膨化し、正確な判定が妨げられてしまいます。

検体採取から固定までの許容時間


材 料	室 温	冷蔵庫
喀痰	12時間	24時間
体腔液（胸水・腹水等）	2時間	12時間
十二指腸液、膵液、胆汁、髄液	採取後ただちに	
擦過物、穿刺吸引物	採取後ただちに	
尿	10～30分	2時間

提出時の注意事項

- ◎体腔液（胸水・腹水等）は採取時に抗凝固剤（ヘパリン・クエン酸ナトリウム等）を1滴加えてください。
- ◎液状検体（体腔液・尿・髄液・胆汁・洗浄液等）は、採取後直ちに遠心（1,500～2,000rpm約5分間）し、塗抹後、乾燥させることなく直ちに95%エタノール液に30分間固定又はサイトスプレー等で固定してください。
- ◎湿潤固定標本（塗抹後1～2秒以内に固定）は婦人科は1枚、婦人科以外は2枚作製してください。液状検体及びリンパ節やその他タッチスメヤの場合は、湿潤固定標本以外に乾燥固定標本（塗抹後急速冷風乾燥）ギムザ染色用を1枚作製し、提出してください。
- ◎95%エタノール固定の場合は、液から取り出し輸送する前にサイトスプレー等をたっぷり噴きかけてください。ポリエチレングリコールの皮膜が保護します。
- ◎原則としては塗抹済み標本を提出してください。
- ◎依頼書には、性別、年齢、採取部位（材料名）、臨床所見（婦人科の場合は最終月経も）を明記してください。

■標本作製法



提出材料	標本作製法と固定法
喀痰	2枚のスライドガラスの間に「小豆」大の喀痰をはさみ、前後左右に押しつぶすようにして満遍なくのばしてください。（すり合わせ法）癌細胞は血痰部や不透明濁部、ゼリー状粘液部に多く含まれるので、その部分を塗抹してください。塗抹後、直ちに湿固定を行ってください。
各種擦過物	擦過物は非常に乾燥しやすいので、塗抹と同時に湿固定を行ってください。
各種洗浄液	1,500rpm 5分間遠心後、沈渣物を塗抹してください。（すり合わせ法、引きガラス法）
各種針穿刺吸引（乳腺、肝、胆嚢、膵、甲状腺、肺、リンパ節等）	スライドガラスに静かに吹きだす。検体が微量の時はもう1枚のスライドガラスを合わせてからはがす。やや多目に得られた時や多量の場合は、引きガラス法（Wedge法）で塗抹してください。
液状検体	各種洗浄液と同様に1,500rpm5分間遠心後、沈渣物を引きガラス法にて標本作製してください。（引きガラス法）血性の検体の場合：パフィーコート部分を塗抹してください。  上清（すてる） パフィーコート部分（この部分に有核細胞成分が多い） 血球成分
捺印標本	組織の断面はメスやカミソリを用いて、新しい面で捺印してください。
圧挫標本（脳組織、各種組織）	組織の小塊を2枚のスライドガラスの間にはさみ、親指で上から押し組織が伸展したら横にうかす様にして2枚のスリガラスをはなし、さらに厚い方を湿固定、薄い方を乾燥固定してください。（圧挫法）
婦人科	塗抹後直ちに湿固定してください。
喀痰集細胞法蓄痰法（3日分）	蓄痰容器を提出してください。 （ 1日1回早朝痰を容器に喀出し、痰を入れたらフタをして、15～20回強く振って下さい。この操作を3日連続。 痰が多すぎるときは25日盛をこえないように注意してください。また、痰の出にくいときは容器等に熱湯を入れて、その容器の上で蒸気を吸いながら大きく深呼吸を5～6回すると痰は出やすくなります。 ）
3日連続法	3容器提出してください。 （ 1日1回早朝痰を容器に喀出し、痰を入れたらフタをして3日連続別々の容器に入れてください。また、痰の出にくいときは容器等に熱湯を入れて、その容器の上で蒸気を吸いながら大きく深呼吸を5～6回すると痰は出やすくなります。 ）

喀痰集細胞法、喀痰3日連続法をご依頼の際は当所の専用の容器を使用してください。

病理診断料

1. 組織診断料 450点 2. 細胞診断料 200点

- 注1 1については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製若しくは区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。
- 2 2については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N003-2に掲げる迅速細胞診若しくは区分番号N004に掲げる細胞診の2より作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回限り算定する。
- 3 当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、区分番号N000からN004までに掲げる病理標本作製料は、別に算定できない。
- 4 病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、病理診断を専ら担当する常勤の医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
- イ 病理診断管理加算1 ロ 病理診断管理加算2
- (1) 組織診断を行った場合 120点 (1) 組織診断を行った場合 320点
- (2) 細胞診断を行った場合 60点 (2) 細胞診断を行った場合 160点
- 5 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍に係る手術の検体から区分番号N000の1に掲げる病理組織標本（組織切片によるもの）作製又は区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合は、悪性腫瘍病理組織標本加算として、150点を所定点数に加算する。